

○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 28 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 市民参画手続等

第 1 節 通則（第 3 条・第 4 条）

第 2 節 市民意見提出手続（第 5 条）

第 3 節 意見交換会（第 6 条）

第 4 節 市民ワークショップ（第 7 条）

第 5 節 審議会等（第 8 条）

第 6 節 市民参画の推進体制（第 9 条）

第 3 章 住民投票手続（第 10 条—第 15 条）

第 4 章 委任（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、静岡市市民参画の推進に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民意見提出手続 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見等を求める方法をいう。
- （2）意見交換会 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会をいう。
- （3）ファシリテータ 中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする者をいう。
- （4）市民ワークショップ 実施機関が、施策について、ファシリテータの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見いだすための会議をいう。
- （5）審議会等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。

第 2 章 市民参画手続等

第 1 節 通則

（公表の方法）

第3条 条例第9条第2項、条例第11条第2項及び条例第12条第2項並びに第5条第1項並びに第6条第4項及び第5項（第7条第3項の規定において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公表に係る施策を所管する実施機関の事務室における閲覧又は配布
- (3) 各区役所において市長が指定する場所における閲覧又は配布

2 実施機関は、第5条第1項及び第6条第4項の規定による公表を行おうとするときは、その旨を公告するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、第1項各号に定めるもののほか、市の施設における閲覧その他の効果的な方法により公表を行うよう努めなければならない。

4 実施機関は、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等により、第1項に規定する公表が行われたことを市民に周知するよう努めなければならない。

（市民参画手続の方法）

第4条 条例第7条第2項各号に該当する市民参画手続の方法は、次に掲げる同項各号の手続の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 条例第7条第2項第1号の手続 市民意見提出手続の実施
- (2) 条例第7条第2項第2号の手続 意見交換会の開催
- (3) 条例第7条第2項第3号の手続 市民ワークショップの開催又は審議会等への付議

第2節 市民意見提出手続

（市民意見提出手続の実施）

第5条 実施機関は、市民意見提出手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策の案
- (2) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民が施策の案を理解するために必要な情報として、実施機関が必要があると認めるもの

2 実施機関は、市民が意見を提出するために必要な期間として、30日以上の提出期間を確保するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への文書の提出その他の実施機関が定める方法によるものとする。

4 意見を提出する市民は、個人の場合にあつては住所及び氏名、法人その他の団体の場合にあつては名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

第3節 意見交換会

（意見交換会の開催）

第6条 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、参加者の施策の案についての理解が深まるよう、資料の充実等に努めなければならない。

3 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、市民と市の対話により施策の案についての議論が深まるよう適切な運営に努めなければならない。

4 実施機関は、意見交換会の開催に当たっては、原則として当該意見交換会の開催日の前日から起算して14日前までに、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

5 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、開催記録に非公開情報を含む場合は、この限りでない。

6 前項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するとともに、市民に配布した資料等があるときは、これを添付するものとする。

(1) 意見交換会の対象とする施策の内容

(2) 開催日時及び開催場所

(3) 議題

(4) 意見交換の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める事項

第4節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第7条 実施機関は、市民ワークショップを開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びにファシリテータの選任等を適切に行うことで、参加者の誰もが自由に意見等を述べ、又は議論をすることができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見いだすよう努めなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市民ワークショップの開催に当たっての公表並びに開催記録の作成及び公表について準用する。

第5節 審議会等

(審議会等の設置等)

第8条 審議会等の設置及び運営については、別に定めるところによる。

第6節 市民参画の推進体制

(市民参画の推進体制の整備)

第9条 実施機関は、条例の適切な運用により、市民参画を推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

第3章 住民投票手続

(請求資格者名簿の登録等)

第 10 条 市長は、第 13 条第 1 項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において条例第 16 条第 1 項に規定する要件を満たす者を住民投票実施請求資格者名簿（様式第 1 号）に登録するものとする。

2 住民投票実施請求資格者名簿は、当該住民投票の実施の請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票の実施の請求を受けた日において、当該住民投票の実施の請求以外の住民投票の実施の請求があったときは、各住民投票の実施の請求を通じて一の住民投票実施請求資格者名簿とする。

(平 24 規則 30・一部改正)

(請求に必要な署名数の告示等)

第 11 条 条例第 16 条第 3 項に規定するその総数の 50 分の 1 の数は、前条第 1 項の規定により住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の 50 分の 1 の数（その数に 1 未満の端数を生じたときは、1 に切り上げる。以下同じ。）とする。

2 市長は、毎年 9 月 1 日現在で、条例第 16 条第 1 項に規定する要件を満たす者の総数の 50 分の 1 の数を、当該月の 10 日までに告示しなければならない。

(平 24 規則 30・一部改正)

(補正登録等)

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により住民投票実施請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に住民投票実施請求資格者名簿に登録される資格を有する者が住民投票実施請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

3 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿から抹消しなければならない。

(請求の手続)

第 13 条 自治基本条例第 26 条第 1 項の規定により、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（様式第 2 号）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第 3 号）により住民投票実施請求代表者証明書（様式第 4 号）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、第 10 条第 1 項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、登録された者であるときは、当該住民投票実施

請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

- 3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（様式第5号）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、自治基本条例第26条に規定する住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）に対し、署名（視覚障害者が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。
- 4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに第6項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状（様式第6号）を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。
- 5 住民投票実施請求者署名簿は、区ごとにこれを作製しなければならない。
- 6 住民投票実施請求代表者は、第4項の規定により署名をし、印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。
- 7 第3項及び第4項に規定する署名及び印は、第2項の規定による告示があった日から1箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第17条第3項の規定によりその例によることとされた法第74条第6項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、その公示又は告示の日から選挙の期日までの期間を除き、第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。
- 8 住民投票実施請求者署名簿に署名をし、印を押した者の数が、第11条第1項の規定により告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1以上の数となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に住民投票実施請求者署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。
- 9 住民投票実施請求代表者は、条例第17条第3項の規定によりその例によることとされた法第74条の2第6項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第8号）及び条例案を添えて住民投票の実施の請求を行わなければならない。

（選挙管理委員会への事務の委任）

第14条 住民投票に関する事務は、法第180条の2の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める機関に委任する。

- (1) 住民投票実施請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数の告

示に関する事務 静岡市選挙管理委員会

(2) 住民投票実施請求者署名簿の署名の証明及び住民投票実施請求者署名簿の縦覧に関する事務 静岡市の区選挙管理委員会

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、住民投票の請求の処置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 4 章 委任

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平 28 規則 81・旧附則・一部改正)

(請求に必要な署名数の告示の特例)

2 第 11 条第 2 項の規定によるもののほか、市長は、平成 28 年 6 月 19 日現在で、条例第 16 条第 1 項に規定する要件を満たす者の総数の 50 分の 1 の数を、同月 30 日までに告示しなければならない。

(平 28 規則 81・追加)

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 30 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 15 日規則第 81 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 19 日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

住民投票実施請求資格者名簿

住所	氏名	生年月日	性別	備考

備考 巻末には、次のように記載しなければならない。

この住民投票実施請求資格者名簿は、 年 月 日現在において調製したものである。

静岡市長 氏名 印

様式第2号（第13条関係）

住民投票実施請求書

1 住民投票実施請求の要旨（1,000字以内）

2 住民投票実施請求代表者

住所 職業 氏名 印
(住所) (職業) (氏名 印)

上記のとおり静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、住民投票の実施を請求します。

年 月 日

(あて先) 静岡市長

備考

- 1 この請求書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとしてください。
- 2 代表者氏名欄には、代表者が自署（視覚障害者が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

様式第3号（第13条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住民投票実施請求代表者 氏名 印
（氏名 印）

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、別紙住民投票実施請求書を添え、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第4号（第13条関係）

住民投票実施請求代表者証明書

住所	氏名
（住所）	（氏名）

上記の者は、住民投票実施請求代表者であることを証明する。

年 月 日

静岡市長 氏名 印

備考 本証明書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとする
こと。

様式第5号（第13条関係）

		有効無効の印		年 月 日 (第 号) 住民投票実 施請求者署 名簿
		番号		
		署名年月日		
		住所		
		生年月日		
		氏名		
		印		
		代筆者の住 所	代筆をし た場合（地方 自治法第◆ 条第7項及 び第8項の 例に該当す る場合のみ 代筆を行う ことができ ます。）	
		代筆者の生 年月日		
		代筆者の氏 名		
		代筆者の印		
		備考		

備考

- 1 この署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付してください。
- 2 住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに委任する場合にあっては住民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込んでください。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の3の規定の例による附記は、当該署名の備考欄に記入してください。
- 4 署名簿が2冊以上あるときは、地方自治法施行令第95条の4の規定の例による記載は、一連の番号の最後の署名簿の末尾にこれをしてください。

様式第6号（第13条関係）

住民投票実施請求署名収集委任状

受任者の氏名
住所

上記の者に対して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票の実施請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

年 月 日

住民投票実施請求代表者
氏名 印
(氏名 印)

備考 住民投票実施請求代表者が2人以上あるときは、すべての住民投票実施請求代表者の氏名を記載し、押印してください。

様式第7号（第13条関係）

署名収集委任届出書

受任者 氏名

住所

生年月日

委任の年月日

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

住所 氏名 印

(住所) (氏名 印)

(あて先) 静岡市長

備考 住民投票実施請求代表者が2人以上あるときは、すべての住民投票実施請求代表者の氏名を記載し、押印してください。

様式第8号（第13条関係）

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する住民投票実施請求者署名簿には、静岡市市民参画の推進に関する条例第13条第3項の規定により、 年 月 日付けで告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1（ 人）より有効署名があることを証明します。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

氏名 印

（氏名 印）